

昭和四十六年厚生省令第三十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(産業廃棄物管理票の交付を要しない場合)

第八條の十九 法第十二條の三第一項(法第十五條の四の七第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

五 法第十五條の四の三第一項の認定を受けた者(その委託を受けて当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬又は処分を業として行う者(同条第二項第二号に規定する者である者に限る。))を含む。)に当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬又は処分を委託する場合